

競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 2 日

長崎県島原病院長 蒲原 行雄

1 競争入札に付する事項

産業廃棄物収集運搬処分業務委託

2 競争入札参加者の資格要件

処理を委託する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に関する許可を有する収集運搬事業者及び処分事業者による産業廃棄物収集運搬処分業務に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

ただし、処分事業者が収集運搬業務を行う場合又は収集運搬事業者が処分業務を行う場合はこの限りでない。

なお、この場合における処分事業者又は収集運搬事業者は、各業務において、当該業務に関わる他の共同企業体の構成員となることができない。

(1) 共同企業体としての資格要件

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 共同企業体は 2 者で構成するものとする。

ただし、各構成員は、各業務において、当該業務に係わる他の共同企業体の構成員となることができない。

ウ 2 者が分担する業務は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務とする。

(2) 業務形態

業務形態は業務分担方式とし、その旨が共同企業体協定書において明らかであること。

(3) 共同企業体の代表者

代表者の名称が、共同企業体協定書において明らかであること。

(4) 共同企業体協定書

共同企業体の協定書は、様式第 4 号に示された「共同企業体協定書」によるものであること。

(5) 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の資格要件

ア 収集運搬業務を分担する構成員の要件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）による産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・運搬業務の許可を有する者

イ 産業廃棄物処分業務を分担する構成員の要件

廃棄物処理法による産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分業の許可を有する者

3 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者

(4) 業務執行に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 1 年以上の営業実績を有しない者

(6) この告示の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(7) この告示の日及び入札期日以前 6 か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者

(8) この告示の日から入札期日までの間において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けている者又は受けるおそれがある者。

(9) この告示の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

審査事項は、以下のアからキまでとし、その対象とする区切り又は期間は、5 の資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度（以下「基準年度」という。）及び前々事業年度とする。

ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数

ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数

エ 損益状況 基準年度及び前々事業年度の損益状況

オ 財務比率 基準年度末日現在における次に掲げる各比率

(ア) 売上高当期利益率

(イ) 固定長期適合率

(ウ) 流動比率

カ 入札参加資格を得ようとする役務の受託実績

キ 営業に関し必要な許可、認可等の取得状況

5 資格審査申請の時期

この告示の日から令和 8 年 2 月 16 日まで（長崎県病院企業団の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

6 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から 12 に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

なお、長崎県病院企業団本部又は長崎県島原病院のホームページからのダウンロードも可能である。

長崎県病院企業団本部ホームページ <http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>

長崎県島原病院ホームページ <http://www.shimabarabyoin.jp/>

(2) 申請書の提出方法

○ 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第 1 号）に次の書類を添え 12 に掲げる場所に提出すること。

ア 長崎県が交付した資格審査結果通知書の写し

イ 印鑑届（様式第 2 号）

ウ 受託実績調査表（様式第 3 号）

エ 共同企業体協定書（様式第 4 号）

○ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第 1 号）は次の書類を添え、12 に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(イ) 基準年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書

(イ) 住所地の市町村長が発行する住民票並びに指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

- (ウ) 基準年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
　ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
　エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
　オ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
　カ 印鑑届（様式第2号）
　キ 受託実績調査表（様式第3号）
　ク 共同企業体協定書（様式第4号）

7 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

8 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により申請者あてに通知（郵送）する。

9 資格の有効期間

8の共同企業体としての競争入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書による資格取得の日から令和10年3月31日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

10 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

11 資格の取消し等

- (1) 構成員のいずれかが、3の(1)、又は(7)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消す。
- (2) 構成員のいずれかが、3の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

12 申請書の交付及び提出場所

長崎県島原病院 財務係

〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895番地

電話 0957-63-1145（代表）

FAX 0957-63-4864